

四国南方の海底を震源とする巨大地震は、過去周期的に発生しています。この「南海トラフの巨大地震」が発生すれば、東日本大震災で見られたような想定を超える大地震や大津波が起こり、九州から関東までの太平洋側の広範囲にわたって、揺れや津波による被害がもたらされることも考えられます。

建物の倒壊や家具の転倒による圧死から身を守り、津波から迅速に避難するためにも、住まいの耐震性を確保することが必要です。

大震災の教訓を生かし、迫り来る地震に備えましょう。

あなたの住まいの

耐震化

を支援します!!

20××年

徳島

南海トラフの巨大地震

南海トラフ

平成26年
4月から

補助対象に
【**枠組壁工法**】を追加!!

まずは **耐震診断** を受けましょう

自己負担3千円です!! ※一部の市町は無料または半額です。

補助対象を【平成12年5月31日以前着工】まで拡充! ※一部市町村は
昭和56年5月31日以前着工が対象です。

お住まいの市町村にお申し込み下さい!!

ま た た な し の 耐 震 化

耐震改修 で安全安心な暮らしを!

部分的な補強+リフォームを
して命だけは守りたい

本格的な
耐震改修工事をしたい

住まいの安全・安心な
リフォーム支援事業（簡易改修）

耐震改修支援事業
（本格改修）

耐震改修促進税制（評点1.0以上）

建替 もあります

思い切って
建て替えたい

とくしま耐震建替
応援ローン制度

住宅ローン減税

（平成26年4月版）

診断

耐震診断

耐震診断とは？

耐震診断は、大規模な地震に対してどの程度の安全性があるかを判定するものです。

耐震診断員が、地盤や基礎、壁の強さ、壁の配置、劣化度などについて現地調査を行い、上部構造の評価を数値で表します。

要件

- 次のすべてに該当する住宅
(併用住宅、共同住宅、長屋、借家含む)
- 平成12年5月31日以前に着工
(※一部市町村は昭和56年5月31日以前に着工)
 - 木造(在来軸組構法・伝統構法・枠組壁工法)
 - 3階建てまで
 - 現在居住している住宅
(改修後居住する予定の住宅も含む)

診断費用

自己負担**3千円**
※一部市町村は無料。
鳴門市は千5百円。
(診断費用4万円のうち、県と市町村が3万7千円を負担します。)

自己負担
3千円

流れ

- ①市町村窓口に応じ申し込み
- ②市町村から対象住宅に選ばれた旨の通知
- ③耐震診断員が訪問日の調整のために電話
- ④耐震診断員が訪問し建物調査を実施
自己負担費用を、調査日に耐震診断員に直接支払う
- ⑤耐震診断員が再度訪問し、診断結果を説明

とくしま耐震建替 応援ローン制度

建替

耐震改修促進税制 について

耐震建替応援ローンってなに？

『耐震診断』を受け、評点が1.0未満と判定された住宅について建替えや新築住宅の購入などを対象に、金融機関がフラット35などの『お得なローン』で支援する制度です。

阿波銀行、徳島銀行、徳島信用金庫、阿南信用金庫、県下農業協同組合(全16組合)、四国労働金庫、四国銀行、高知銀行、香川銀行(順不同)
各金融機関へお問い合わせください。

移住のための空き家の耐震化・リフォームも支援します!!

平成24年度から、県の移住推進施策を進めるため、県外からの移住予定者が居住するために行う木造住宅の耐震化・リフォーム工事も補助対象になりました。

所得税額の特別控除

市町村担当課の証明書を添付し、税務署へ確定申告

対象 平成29年12月31日までに、評点1.0以上となる耐震改修工事を行った住宅(昭和56年5月31日以前に建築されたもの)の居住者

控除額 **耐震改修に要した費用の10%相当額(上限20万円又は25万円)を所得税額から控除**

固定資産税の減税措置

完成後3ヶ月以内に市町村担当課の証明を受け、市町村の税務課へ申告

対象 平成27年12月31日までに評点1.0以上となる50万円超(H24年度中契約の工事なら30万円以上)の耐震改修工事を行った住宅(昭和57年1月1日以前から所在するもの)

控除額 **翌年度分の固定資産税について1/2に減額(1戸当たり120㎡相当分までに限る)**

↓併用はできませんどちらかをお選びください。↓

住まいの安全・安心な リフォーム支援事業（簡易改修）

改修

耐震改修支援事業 （本格改修）

小松島市・吉野川市・三好市・北島町・藍住町
は市町が直接事業を行います。
※交付決定、補助金の支払いも直接市町からとなります。

安全・安心なリフォームってなに？

『簡易な耐震化』と、併せて行う『リフォーム』
の費用について補助します。

要件

- 平成12年5月31日以前に着工
- 改修前の評点が1.0未満
- 簡易な耐震化**工事を実施
- 工事費が20万円以上
- 県内の建設業者等が施工

必須

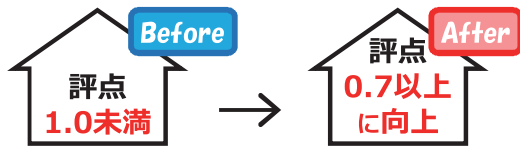
簡易な耐震化



リフォーム

①は必ず、②～④のうち一以上を必ず実施

- ① 高さ1.5m以上の家具の固定
- ② 評点1.0未満→改修前の評点以上
（ただし**0.7以上**）とする耐震補強工事
※貸家の場合は改修後に1.0以上が必要



- ③ 耐震ベッド又は耐震シェルターの設置工事
- ④ 一部屋補強等の②③に相当する工事

- ⑤ 省エネルギー化
- ⑥ バリアフリー化
- ⑦ コンクリートブロック塀等の撤去

補助金額

工事費用の**1/2**以下で最高**40万円**まで
※上乗せ補助を行う市町村があります。
※直接事業を行う5市町は、別途定めがあります。



流れ

- ①改修計画を、建築士や工務店と相談
- ②**市町村窓口**に申し込み
- ③県又は市町から交付決定通知の後、工事に着手
- ④工事完了後、完了報告書を市町村に提出
- ⑤県又は市町から補助金の支払い
*市町村への手続きも、建築士や工務店へご相談ください。

耐震改修工事とは？

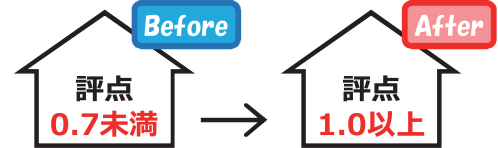
地震が起きても建物が倒れにくくなるよう、
基礎や壁の補強、劣化箇所の取り替えなどを行う
工事です。

住宅によって弱点が異なりますので、工事を
しなければならない部位が異なります。

要件

- 徳島県に登録された耐震診断員が実施し、
技術委員会の審査により認められた耐震
診断で、改修前の評点が**0.7未満**
- 平成12年5月31日以前に着工
（※一部市町村は昭和56年5月31日
以前に着工）
- 改修後の評点が1.0以上**
- 『徳島県木造住宅耐震改修施工者等』と
して徳島県に登録したものが施工
- 高さ1.5m以上の家具の固定**

※耐震改修施工者等の名簿は、市町村窓口
や県ホームページで閲覧できます。



補助金額

耐震改修工事の費用の**2/3**以下で、
最高**60万円**まで
※上乗せ補助を行う市町村があります。



流れ

- ①改修計画を、建築士や工務店と相談
- ②**市町村窓口**に申し込み
- ③市町村から交付決定の通知後、工事に着手
- ④工事完了後、完了報告書を市町村に提出
- ⑤市町村から補助金の支払い

※所得税控除、固定資産税の減額が受けられる場合がありますので、所得税、固定資産税の申告に必要な書類の交付を受けてください。

計画・工事中・完了時に
耐震改修アドバイザーが、
確認します（無料）



耐震診断・耐震改修については、お住まいの市町村担当課にお問い合わせください（平成26年4月現在）

市町村担当課		電話番号	市町村担当課		電話番号
徳島市	建築指導課	088-621-5272	神山町	建設課	088-676-1514
鳴門市	まちづくり課	088-684-1164	那賀町	地域防災課	0884-62-1183
小松島市	住宅課	0885-32-2120	牟岐町	建設課	0884-72-3418
阿南市	住宅・建築課	0884-22-3431	美波町	消防防災課	0884-77-3619
吉野川市	建築営繕課	0883-22-2224	海陽町	建設課	0884-73-4159
阿波市	危機管理課	0883-35-4166	松茂町	建設課	088-699-8718
美馬市	建設課	0883-52-5612	北島町	危機情報管理室	088-698-9807
三好市	管理課	0883-72-7681	藍住町	総務課	088-637-3111
勝浦町	建設課	0885-42-1506	板野町	建設課	088-672-5996
上勝町	建設課	0885-46-0111	上板町	企画防災課	088-694-6824
佐那河内村	建設課	088-679-2970	つるぎ町	危機管理課	0883-62-3111
石井町	いのちを守る防災・ 危機対策課	088-674-1171	東みよし町	建設課	0883-79-5342

県担当課	電話番号	備考
徳島県 県土整備部 住宅課	088-621-2598	住まいの安全・安心なリフォーム支援事業

関係機関	電話番号	備考
(一社)徳島県建築士事務所協会	088-652-5862	耐震診断員・耐震改修アドバイザーの派遣
(公社)徳島県建築士会	088-653-7570	住まいの安全・安心なリフォーム支援事業
フレッセ(全徳島建設労働組合)	088-632-1351	市町村実施の戸別訪問に耐震化指導員を派遣

専門家による無料相談もしています

■耐震リフォーム相談所（無料）

○木造住宅の耐震リフォームの工法や費用について、ご相談ください

○毎週金曜日 午後1時～午後5時 ・ (公社)徳島県建築士会 電話088-653-7570
徳島市富田浜2丁目10 徳島県建設センター5階

■建築物耐震相談所（無料）

○住宅をはじめとする建物の耐震診断や耐震改修について、ご相談ください

○毎週水曜日

午後1時～午後5時 ・ (一社)徳島県建築士事務所協会 電話088-652-5862
徳島市幸町3丁目55 自治会館2階（徳島市役所南）

徳島県 県土整備部 住宅課 建築指導室 耐震化担当

☆電話 088-621-2598

☆ホームページ 徳島県

<http://www.pref.tokushima.jp/taishinka/>

